

ファミリーホーム のぞみでの生活の約束

1 時間について

基本的には夏期（5～10月）18時、冬期（11月～4月）17時までには帰るようにしてください。帰宅時間を過ぎても帰宅しない場合は警察に捜索願を提出します。

テレビの時間、入浴の時間は特に定めはありませんが、次の日の生活や周りの大人、ほかの人のことも配慮し、自分で考えて行動してください。

2 食事

朝食はだいたい6時30分、昼食はだいたい12時00分、夕食はだいたい18時00分とします。

のぞみではみんなで一緒に食事することを大切なことと考えているので、みんなで食事をします。苦手なものも食べるように心がけ、残さないようにしましょう。

3 居室の使用について

居室はその人にとって大事な場所であること、またトラブル防止の為に部屋の人以外の子どものは出入りは禁止とします。用事がある場合は、必ずノックをし、相手が応答するまで待ち、勝手にドアを開けないようにしましょう。

4 消灯時間

消灯時間は23時00分とします。消灯時間以降については各部屋で静かに過ごしてください。次の日も元気に過ごせるように幼児以下20時00分、小学校低学年20時30分、小学生高学年21時00分、中学生22時00分、高校生23時00分には就寝しましょう。

5 ゲーム機器、通信機器類の使用と管理について

ゲーム機器や通信機器類については外部からの持ち込みを禁止とし、大人が管理します。宿題等やるべきことを終わらせた上で、自由時間にするようにしましょう。使用時間は2時間までとし、使用後はホームの大人に預けてください。約束が守れない場合は使用禁止になることもあります。

6 外泊

外泊をしたい時はまずはホームの大人に相談してください。関係者と調整した後、外泊願の記入など手続きを踏むことになります。ただし、子どもの生活状況や外泊先によっては許可できない場合があります。

7 友人

友人は連れてきて構いません。しかし、ほかの人のことも考え、リビングで過ごすこととし、自室へ招き入れることはしないでください。

また、友人がホームに泊まることは認めません。夕食時間までには帰ってもらいましょう。

8 飲酒・喫煙

未成年の場合、一切禁止です。(未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法)

見かけた時は警察、児童相談所に通報します。

9 身なりについて

染髪・ピアスは禁止です。校則を守り、時と場所を自分で考え、行動してください。被服費(衣類・遊び靴)は1年間で1人30000円、衣類の管理は自分であることを基本とします。衣類の管理がどうしてもできない場合は大人に相談してください。散髪代は中学生以上に2ヶ月に1回3000円出ます。(小学生以下はホームの大人が切ります)

10 電話

ホームの電話番号は信用できる人以外には教えないでください。また、ホームにかかってくる電話はホームの大人が出た後で必要に応じて取り次ぎます。

電話を利用したい時はホームの大人に相談して下さい。利用時間は21:00までとし、1人1日10分までとします。

携帯電話の契約は高校生以上とし、貯金額や就労状況、生活態度によって判断をし、個別にルールを設定します。まずはホームの大人へ相談してください。

11 行事

ホーム行事や地域の行事には絶対参加してください。どうしても参加が難しい場合は事前に相談をしてください。

12 お手伝い

調理や洗い物、共用部分の掃除などお手伝いは積極的にしましょう。

自室の掃除や身の回りの整理整頓は自分でするようにしましょう。高校生以上については自分の食器を自分で洗ってください。洗濯については10歳からは自分であることを推奨します。

1 3 貴重品

現金・通帳・印鑑・健康保険証、母子手帳、マイナンバーカード等の貴重品はホームの金庫で預かります。その他、預かってほしいものがあればホームの大人に渡してください。

1 4 お小遣いについて

小学生以下 1000 円、中学生 3000 円、高校生 5000 円 渡します。無駄遣いしないようにし、少しでも貯金するようにしましょう。1人1人、お小遣い帳を準備するのでそれに買った物、支払った代金の記入、レシートの添付をし、担当のチェックを受けてください。毎月 15 日～20 日の間にホーム長が最終チェックをし、問題がなければ 25 日に翌月のお小遣いを渡します。

1 5 アルバイトについて

高校生以上の子どもでアルバイトをしたい場合は、まずはホームの大人に相談をしてください。所属する高校やアルバイト先など各関係者と調整をした上で手続きをします。ただし、子どもの生活状況や高校の成績、アルバイト先によっては許可できない場合があります。また、細かなルールについては個別に設定します。

1 6 器物の破損について

退去時には入居した時の状態に部屋を戻すことを原則とします。居室に限らず、故意に器物を破損した場合は弁償してもらいます。

※特別な理由等により約束を守ることが難しい場合は、ホームの大人にすぐに相談してください。